

「仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に 基づく輸入割当のある鉄鋼輸入についての 商業省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸入割当のある鉄鋼輸入についての商業省布告

第一項

本布告を「仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸入割当のある鉄鋼輸入についての商業省布告」と呼ぶ。

第二項

本布告は仏暦二五五〇年十一月一日から施行する。

第三項

本布告末尾リストに基づく日タイ経済連携協定で定められた割当下で日本国を原産地とし日本から直送される鉄鋼は、王国への輸入にあたって関税免除の権利を行使するために以下の証明書を関税局に示さなければならない商品とする。

(一) 日本国または日本国の機関もしくは日本国政府から委任を受けたその他機関により発行された原産地証明書 (C/O)。及び

(二) 外国貿易局または商業大臣が委任した国の機関により発行された関税免除権を得たことを示す証明書。

第四項

第三項 (二) に基づく証明書が発行される鉄鋼の数量は日タイ経済連携協定に従う。

第五項

第三項 (二) に基づく証明書の申請及び発行は商業大臣が定めた規則に基づく原則、方法及び要件に従う。

仏暦二五五〇年一〇月三十一日布告

* 末尾リスト

[商品グループ]

1 (注/酸洗い済みホットコイル。日タイ経済連携協定・附属書1・第三部タイ国・第一節タイ国の表についての注釈の9に相当し、一年目の無税割当量は四四万トン)

[関税番号]

7208・25・10 (注/7208・25はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ4・75ミリ以上)

[商品の詳細]

- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有比率0・03%未満
- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 以下のもの以外のその他
 - (1) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・03%未満
 - (2) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
 - (3) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
 - (4) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・6%以上
 - (5) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・03%未満
 - (6) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
 - (7) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
 - (8) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上、及び
 - (9) 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上

[関税番号]

7208・25・90

[商品の詳細]

- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有比率0・03%未満
- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 以下のもの以外のその他
 - (1) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・03%未満
 - (2) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
 - (3) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
 - (4) 厚さ13ミリ超かつ炭素含有率0・6%以上
 - (5) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・03%未満
 - (6) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
 - (7) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
 - (8) 厚さ6ミリ以上13ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上、及び
 - (9) 厚さ6ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上

[関税番号]

7208・26・00 (注/7208・26はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ3ミリ以上4・75ミリ未満)

[商品の詳細]

- 厚さ4ミリ以上かつ炭素含有比率0・03%未満
- 厚さ4ミリ以上かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ4ミリ以上かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満

- 厚さ4ミリ未満かつ炭素含有率0・03%未満
- 厚さ4ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ4ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 以下のもの以外のその他

(1) 厚さ4ミリ以上かつ炭素含有率0・6%以上、及び

(2) 厚さ4ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上

[関税番号]

7208・27・00 (注/7208・27はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ3ミリ未満)

[商品の詳細]

- 厚さ2ミリ以上かつ炭素含有比率0・03%未満
- 厚さ2ミリ以上かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ2ミリ以上かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 厚さ1・2ミリ以上2ミリ未満かつ炭素含有率0・03%未満
- 厚さ1・2ミリ以上2ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ1・2ミリ以上2ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 厚さ1・2ミリ未満かつ炭素含有率0・03%未満
- 厚さ1・2ミリ未満かつ炭素含有率0・03%以上0・25%未満
- 厚さ1・2ミリ未満かつ炭素含有率0・25%以上0・6%未満
- 以下のもの以外のその他

(1) 厚さ2ミリ以上かつ炭素含有率0・6%以上

(2) 厚さ1・2ミリ以上2ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上、及び

(3) 厚さ1・2ミリ未満かつ炭素含有率0・6%以上

[商品グループ]

2(注/ホットコイル。日タイ経済連携協定・附属書1・第三部タイ国・第一節タイ国の表についての注釈の10に相当し、一年目の無税割当量は二三万トン)

[関税タリフ番号]

7208・37・00 (注/7208・37はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ4・75ミリ以上10ミリ未満)

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用かつ炭素含有比率0・01%未満

[関税タリフ番号]

7208・38・00 (注/7208・38はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ3ミリ以上4・75ミリ未満)

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ以上かつ炭素含有比率0・01%未満

- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ未満かつ炭素含有比率0・01%未満

[関税タリフ番号]

7208・39・00（注／7208・39はホットロール、幅600ミリ以上、厚さ3ミリ未満）

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ以上かつ炭素含有比率0・01%未満
- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ未満かつ炭素含有比率0・01%未満

[商品グループ]

3（注／自動車・自動車部品用ホットコイル。日タイ経済連携協定・附属書1・第三部タイ国・第一節タイ国の表についての注釈の11に相当し、一年目の無税割当量は二八万トン）

[関税タリフ番号]

7208・37・00

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用で炭素含有比率0・01%以上0・1%未満
- 冷延用、その他品質級用で炭素含有比率0・1%以上

[関税タリフ番号]

7208・38・00

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ以上かつ炭素含有比率0・01%以上0・1%未満
- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ以上かつ炭素含有比率0・1%以上
- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ未満かつ炭素含有比率0・01%以上0・1%未満
- 冷延用、その他品質級用で厚さ4ミリ未満かつ炭素含有比率0・1%以上

[関税タリフ番号]

7208・39・00

[商品の詳細]

- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ以上かつ炭素含有比率0・01%以上0・1%未満
- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ以上かつ炭素含有比率0・1%以上
- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ未満かつ炭素含有比率0・01%以上0・1%未満
- 冷延用、その他品質級用で厚さ2ミリ未満かつ炭素含有比率0・1%以上

（おわり）

●仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき割当のある鉄鋼の関税免除における権利を得たことを示す証明書の発行についての商業省規則

前文省略

第一項

本規則を「仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき割当のある鉄鋼の関税免除における権利を得たことを示す証明書の発行についての商業省規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は仏暦二五五〇年十一月一日から施行する。

第三項

本規則において、

「証明書（ナンスー・ラップローン）」とは、日タイ経済連携協定に基づき割当のある鉄鋼商品に対し関税免除における権利を得たことを示す証明書を意味する。

「鉄鋼（レック・レ・レックラー）」とは、関税タリフ番号7208のうち本末尾リストのグループ1、グループ2及びグループ3に基づく600ミリ以上の幅のある鉄または非合金鋼の熱延製品で、皮膜・メッキ・コーティングしていないものを意味する。

「直送（ソン・トロン）」とは、日本国からの直接運送、もしくは国境越えの目的に沿って協定締結両国ではない国を一ヶ所以上通過しての運送、または当該両国ではない国の倉庫に一時的に保管しての運送を意味する。このときその商品は商品の積み下ろし、または良好な状態を保つためのその他取り扱い以外の取扱いがなされていないことを要件とする。

第四項

本規則に基づき証明書を申請する鉄鋼は日本国を原産地とし、日本国から直送されるものでなければならない。

第五項

証明書を申請する権利を有する者は外国貿易局が布告規定した資格を有していなければならない。外国貿易局に証明書を申請する。

第六項

証明書の発行は日タイ経済連携協定、及び日タイ経済連携協定が定めた割当のある鉄鋼商品輸入管理委員会が定めたところに従う。証明書発行における原則、方法及び要件は外国貿易局告示に従う。

第七項

関税免除における権利を得たことを示す証明書は発行日から二ヶ月間の期限を有するが、外国貿易局告示に定められたところに基づく輸入期間を超えない。

第八項

証明書を取得した者は毎回の輸入日から一五日以内に、外国貿易局が定めた報告書式に従って外国貿易局に輸入を報告する。このとき税関職員が内容を証明した輸入インボイスの謄本を証拠として添える。

第九項

外国貿易局長を本規則の主務官とする。

仏曆二五五〇年一〇月三十一日告示

* 末尾リストは仏曆二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸入割当のある鉄鋼輸入についての商業省布告の末尾リストと同じであるため割愛。

● 仏曆二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき輸出割当を有する生バナナ、生パイナップル及び調製豚肉についての商業省布告

前文省略

第一項

本布告を「仏曆二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき輸出割当を有する生バナナ、生パイナップル及び調製豚肉についての商業省布告」と呼ぶ。

第二項

本布告は仏曆二五五〇年一十一月一日から施行する。

第三項

日タイ経済連携協定で定められた割当下でタイ国を原産地とし日本国に直接輸出される生バナナ、生パイナップル、調整豚肉は、関税特権を行使するために外国貿易局または商業大臣が委任した国の機関が発行した以下の証明書を日本国の関税部署に示さなければならない商品とする。

- (一) 原産地証明書 (C/O)。
- (二) 全てまたは一部関税免除の権利を得たことを示す証明書。

第四項

第三項 (二) に基づく証明書が発行される生バナナ、生パイナップル、調整豚肉の数量は日タイ経済連携協定に従う。

(注／生バナナの割当数量は一年目４０００トン、二年目５０００トン、三年目６０００トン、４年目７０００トン、五年目以降は８０００トン。枠内関税率は４～９月期が１０％、１０～３月期が２０％。生パイナップルの割当数量は一年目１００トン、二年目１５０トン、三年目２００トン、四年目２５０トン、五年目以降３００トン。枠内関税率は無税。調製豚肉の割当数量は毎年１２００トン。枠内関税率は１６・０％)

第五項

第三項に基づく証明書の申請及び発行は商業大臣が定めた規則に基づく原則、方法及び要件に従う。

仏暦二五五〇年一〇月三十一日布告

●仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸出割当のある生バナナ、生パイナップル、及び調製豚肉の関税免除における権利を得たことを示す証明書の発行についての商業省規則

前文省略

第一項

本規則を「仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸出割当のある生バナナ、生パイナップル、及び調製豚肉の関税免除における権利を得たことを示す証明書の発行についての商業省規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は仏暦二五五〇年一十一月一日から施行する。

第三項

本規則において、

「証明書（ナンスー・ラップローン）」とは、商品の原産地証明書（Certificate of Origin:Form JTEPA）、及び全ての、または一部の関税免除における権利を得たことを示す証明書（Certificate of Tariff Rate Quota）を意味する。

「生バナナ（クルワイ・ソッド）」とは、関税タリフ番号０８０３・００種に基づく生バナナを意味する。

「生パイナップル（サツパロッド・ソッド）」とは、一個九〇〇グラム未満の関税タリフ番号０８０８・３０種に基づく生パイナップルを意味する。

「調製豚肉（ヌア・スコン・プルンテーン）」とは、関税タリフ番号１６０２・４１及び１６０２・４９種に基づく調製豚肉を意味する。

「直送（ソン・トロン）」とは、日タイ経済連携協定に基づく引渡し原則に沿った輸出を意味する。

第四項

本規則に基づき証明書を申請する生バナナ、生パイナップル、調整豚肉はタイ国を原産地とし、タイ国から日本に直送されるものでなければならない。

第五項

外国貿易局が定めた証明書を申請する権利を有する者は、外国貿易局に証明書を申請する。

第六項

証明書を発行する商品の数量は本規則末尾リストに従う。

第七項

外国貿易局は日タイ経済連携協定、及び各商品の輸出政策を定める委員会もしくは関係機関が定めたところに従い証明書発行の原則、方法及び要件を告示する。

第八項

外国貿易局は第七項に基づく証明書発行の原則、方法及び要件に従い申請人に対し証明書を発行する。

第九項

原産地証明書は発行日から一二ヶ月間の期限を有するが、外国貿易局告示に定められたところに基づく輸入期間を超えない。

全ての、または一部の関税免除における権利を得たことを示す証明書は発行日から二ヶ月間の期限を有するが、外国貿易局告示に定められたところに基づく輸入期間を超えない。

第一〇項

証明書を取得した者は毎回の輸出日から三〇日以内に、外国貿易局が定めた報告書式に従って外国貿易局に輸出を報告する。このとき税関職員が内容を証明した輸出インボイスの謄本を証拠として添える。

第一一項

外国貿易局長を本規則の主務官とする。

仏曆二五五〇年一〇月三一日告示

*末尾リスト（輸出割当量）

1、関税タリフ番号0803・00／生バナナ

一年目 4000トン
二年目 5000トン
三年目 6000トン
四年目 7000トン
五年目以降 8000トン

2、関税タリフ番号0804・30／生パイナップル

一年目 100トン
二年目 150トン
三年目 200トン
四年目 250トン
五年目以降 300トン

3、関税タリフ番号1602・41、1601・49／調製豚肉

各年とも 1200トン

注1／一年目は二〇〇七年十一月一日～二〇〇八年三月三十一日、二年目以降は各年の四月一日から翌年の三月三十一日まで。

注2／一年目の輸出割当は日タイ経済連携協定の施行初年度の残り期間に基づき輸出割当量を計算する。

●仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき輸入される、タイ国が世界貿易機関の農業合意に沿って協定を結んだ商品（農業商品二一品目）に対する、全てまたは一部の関税免除における権利を得たことを示す証明書発行についての商業省規則

前文省略

第一項

本規則を「仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づき輸入される、タイ国が世界貿易機関の農業合意に沿って協定を結んだ商品（農業商品二一品目）に対する、全てまたは一部の関税免除における権利を得たことを示す証明書発行についての商業省規則」と呼ぶ。

第二項

本布告は仏暦二五五〇年十一月一日をもって施行する。

第三項

本布告において、

「証明書（ナンスー・ラップローン）」とは、日タイ経済連携協定に基づき全てまたは一部の関税免除における権利を得たことを示す証明書を意味する。

「農業商品二一品目（シンカーガセート 2 1 ライガーン）」とは、本規則末尾リストに基づく農業商品を意味する。

「直送（ソン・トロン）」とは、日本国からの直接運送、もしくは国境越えの目的に沿って協定締結国ではない国を一ヶ所以上通過しての運送、または当該国ではない国の倉庫に一時的に保管しての運送を意味する。このときその商品は商品の積み下ろし、または良好な状態を保つためのその他取扱い以外の取扱いがなされていないことを要件とする。

第四項

証明書発行における一般原則は以下の通り。

- (一) 日本を原産地とし、日本から直送される農業商品二一品目でなければならない。
- (二) 証明書申請の権利を有する者は、割当輸入量の配分を受けた者でなければならない。
- (三) (二) に基づく証明書申請の権利を有する者は、商業省が定めた書式に基づき外国貿易局に証明書申請をなす。

第五項

外国貿易局は世界貿易機関（WTO）の農業合意に基づき各商品について配分を受けた量で申請人に対し証明書を発行する。

第六項

証明書の期限は発行日から一ヶ月とするが、証明書発行年の一二月三一日を超えてはならない。

第七項

証明書を取得した者は毎回の輸入日から三〇日以内に、外国貿易局が定めた報告書式に従って外国貿易局に輸入を報告する。このとき税関職員が内容を証明した輸入インボイスの謄本を証拠として添える。

第八項

外国貿易局長を本規則の主務官とする。

仏曆二五五〇年一〇月三一日告示

*末尾リスト

一、生乳

関税タリフ番号0401・10・00

0401・20・00

0401・30・00

飲料乳（混合乳を有する飲料のみ）

2202・90・10

2202・90・20

2202・90・30

2202・90・90

二、脱脂粉乳

0402・10・30

0402・10・90

三、馬鈴薯

0701・10・00

0701・90・00

四、タマネギ

0703・10・19

0712・20・00

五、ニンニク

0703・20・90

0712・90・10

六、ココナッツ

0801・11・00

0801・19・00

七、乾燥ラムヤイ

0813・40・10

八、コーヒー豆

0901・11・10

0901・11・90

0901・12・10

0901・12・90

0901・21・10

0901・21・20

0901・22・10

0901・22・20

0901・90・10

0901・90・20

九、茶

0902・10・10

0902・10・90

0902・20・10

0902・20・90

0902・30・10

0902・30・90

0902・40・10

0902・40・90

一〇、胡椒

0904・11・10

0904・11・20

0904・11・90

0904・12・10

0904・12・20

0904・12・90

一一、メイズ

1005・90・90

一二、コメ

1006・10・00

1006・20・10

1006・20・90

1006・30・15

1006・30・19

1006・30・20

1006・30・30

1006・30・90

1006・40・00

一三、大豆

1201・00・10

1201・00・90

一四、乾燥ココナツ果肉

1 2 0 3 ・ 0 0 ・ 0 0

一五、タマネギ種子

1 2 0 9 ・ 9 1 ・ 0 0

一六、大豆油

1 5 0 7 ・ 1 0 ・ 0 0

1 5 0 7 ・ 9 0 ・ 1 0

1 5 0 7 ・ 9 0 ・ 2 0

1 5 0 7 ・ 9 0 ・ 9 0

一七、パーム油・パーム核油

1 5 1 1 ・ 1 0 ・ 0 0

1 5 1 1 ・ 9 0 ・ 1 0

1 5 1 1 ・ 9 0 ・ 9 0

1 5 1 3 ・ 2 1 ・ 0 0

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 1 1

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 1 9

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 2 1

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 2 9

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 9 1

1 5 1 3 ・ 2 9 ・ 9 9

一八、ココナツ油

1 5 1 3 ・ 1 1 ・ 0 0

1 5 1 3 ・ 1 9 ・ 1 0

1 5 1 3 ・ 1 9 ・ 2 0

1 5 1 3 ・ 1 9 ・ 9 0

一九、砂糖

1 7 0 1 ・ 1 1 ・ 0 0

1 7 0 1 ・ 1 2 ・ 0 0

1 7 0 1 ・ 9 1 ・ 0 0

1 7 0 1 ・ 9 9 ・ 1 1

1 7 0 1 ・ 9 9 ・ 1 9

1 7 0 1 ・ 9 9 ・ 9 0

二〇、既製コーヒー

2 1 0 1 ・ 1 1 ・ 1 0

2 1 0 1 ・ 1 1 ・ 9 0

2 1 0 1 ・ 1 2 ・ 0 0

二一、大豆カス

2304・00・00

(おわり)